

第 2 0 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 5 年 1 月 2 7 日（金）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年1月27日(金) 午後1時30分から 1時45分

2. 開催場所 せたな町役場 第3会議室

3. 出席委員(13人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	2番	吉	田		優
	4番	玉	木	久	志
	5番	竹	内	厚	子
	6番	阿	部	紹	子
	7番	森		正	勝
	8番	小	島	敏	人
	9番	大	羽	孝	志
	11番	弥	左	輝	彦
	12番	大	口		寧
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(2人)

3番	高	橋	光	也
10番	金	谷	勝	則

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
第4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
第6	議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
第7	議案第5号 水利権に係る受益面積証明願について
第8	議案第6号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	丹	羽	優
農地係長	小	池	秀 樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第 20 回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦労様でございました。

令和 5 年に入りまして、初めての皆さんとの顔合わせでございます。改めて、あけましておめでとうございます。今年もひとつよろしく願いたいと思います。

会長

一昨日から 10 年に 1 度の非常に強い寒波ということで交通機関または水道等の凍結など結構騒がれていたような感じがします。

本日は農業委員会の総会ということで、大変忙しい最中ではございますけれども、皆様にお集まり頂けましたことを厚く御礼を申しあげたいと思います。

会長

当町の農協関係においても、あと数日で北檜山町農協は新函館と一緒になりまして、2 月 1 日から新函館せたな営農センターになります。

金融機関はまた分かれまして、せたな中央支店というかたちで 2 月 1 日から進んでいく、農協関係についてはそういうかたちで進んでいきます。

会長

そういったなかで、大変農業関係も慌ただしいわけでございます。

先日は水活の畑地化事業ということで、説明会がございました。畑地化になる説明会の中で、色々と土地改良区との絡みがありまして、大変厳しい関係もありますし、メニューによって一応国の方で採択をするといったかたちで、全てがあたるとは今回考えにくいところでございます。

会長

要望としては昨日、一昨日と若松と北檜山に分かれまして、聴き取りもしている状態でございます。採択されるのは 3 月にされるということでございます。

会長

色々農業情勢も厳しいなかで、今年も 1 年やっていかなければならないのかなと思ってございます。

会長

本日の総会は議案第 6 号まででございます。

慎重審議で進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしく願いたしまして、簡単ではございますけれども挨拶に代えさせていただきたいと思えます。

事務局長

ありがとうございました。

事務局長

3 番高橋委員、10 番金谷委員から欠席の届けでございました。只今の出席委員は 13 名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、11 番弥左委員、12 番大口委員を指名いたします。この指名は、第 20 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長

「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借等契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。

令和 5 年 1 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。

番号 1 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、

[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては

[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、

[REDACTED] の計 9 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、農地を売買するためでございます。

事務局

2 ページをご覧ください。

番号 2 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 7 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、農地を売買するためでございます。

事務局

3 ページをご覧ください。

番号 3 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 7 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、農地所有適格法人を設立したためでございます。

事務局

4 ページをご覧ください。

番号 4 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 9 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、農地所有適格法人を設立したためでございます。

事務局

5 ページをご覧ください。

番号 5 番。貸主が、[redacted]、[redacted]さん。借主が、
[redacted]、[redacted]さん。所在につきましては
[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、
[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、
[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、
[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、
[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、
[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、
[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、
[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]の計 64 筆、面積が合わせまして [redacted]
m²、解約理由につきましては、農地所有適格法人を設立したためでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長	異議なしと認めます。
----	------------

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可について】

議長 「日程第４ 議案第２号 農地法第３条の規定による許可について」を議題といたします。

事務局より説明願います。小池係長。

事務局　はい。議案 2 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定による農地について、その使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和 5 年 1 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 8 ページをご覧ください。

番号 1 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、
[REDACTED]、[REDACTED]さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 34 筆 [REDACTED] m²、畑が 2 筆 [REDACTED] m²、
面積が合わせまして [REDACTED] m²、契約内容は使用貸借、期間につきまし
ては許可の日から 10 年間、こちらの理由につきましては、農地を後継者に
使用貸借し、経営移譲したいためでございます。

事務局 以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長　はい。説明が終わりました。

議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。
議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和 5 年 1 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

10 ページをご覧ください。
番号 1 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 2 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023 年 1 月 27 日から 2028 年 1 月 26 日までの 5 年間、単価が 円、賃貸価格が 円、継続でございまして。

事務局

11 ページをご覧ください。
番号 2 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、
 m^2 、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023 年 1 月 27 日から 2026 年 1 月 26 日までの 3 年間、単価が 円、賃貸価格が 円、新規でございまして。

事務局

12 ページをご覧ください。
番号 3 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、
 m^2 、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でござ

事務局

いまして、期間につきましては、2023年1月27日から2026年1月26日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、新規でございます。

事務局

13ページをご覧ください。

番号4番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計15筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2023年1月27日、対価の支払期限が2023年11月30日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が■■■■円、売買価格は■■■■円でございます。

事務局

14ページをご覧ください。

番号5番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、内、田んぼが2筆■■■■㎡、畑が1筆■■■■㎡の計3筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は水田と普通畑、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2023年1月27日、対価の支払期限が2023年2月28日、土地引渡の時期は対価の支払日、田んぼの単価が■■■■円、畑の単価が■■■■円、売買価格は■■■■円でございます。

事務局

15ページをご覧ください。

番号6番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計7筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2023年1月27日、対価の支払期限が2023年2月28日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が■■■■円、売買価格は■■■■円でございます。

事務局

16ページをご覧ください。

番号7番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、

■■■■、■■■■、■■■、■■■、■■■■■■■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、
■■■■、■■■■、■■■、■■■、内、田んぼが 14 筆 ■■■■ m²、畑が 1 筆 ■■■■
m² の計 15 筆、面積が合わせまして ■■■■ m²、利用目的は水田と普通畑、こ
ちらの契約につきましては使用貸借でございまして、2023 年 1 月 27 日から
2033 年 1 月 26 日までの 10 年間、新規でございます。

17 ページをご覧ください。

番号 8 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

[illegible]

20 ページをご覧ください。

番号 9 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、
[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
、
、
、
、
、内、田んぼが 1 筆 m^2 、畑
が 6 筆 m^2 の計 7 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田
と普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につき
ましては、2023 年 1 月 27 日から 2026 年 1 月 26 日までの 3 年間、田んぼの
単価が 円、畑の単価が 円、賃貸価格が 円、新規で
ございます。

21 ページをご覧ください。

番号 10 番。利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXX
XXXXXXXXXXさん。利用権の設定等をする者、
XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 9 筆、面積が合わせて 86,223 m²、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023 年 1 月 27 日から 2026 年 1 月 26 日

事務局 までの3年間、単価が ■■■■ 円、賃貸価格が ■■■■ 円、新規でございます。

事務局 以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第3号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について】

議長 「日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案5ページをご覧ください。
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。
農地法第5条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。令和5年1月27日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料の22ページをご覧ください。
番号1番。貸主が ■■■■、■■■■さん。借主が ■■■■
■■■■、■■■■
■■■■さん。
転用の許可を受けようとする土地につきましては、■■■■、地目は畑、面積が ■■■■ m²の内 ■■■■ m²、転用の目的につきましては、地質調査のための一時転用、転用期間は令和5年4月1日から令和5年8月31日、位置図・配置図につきましては、24ページ、25ページの図1、図2のとおりでございます。

事務局 続きまして、23ページをご覧ください。
番号2番。貸主が ■■■■、■■■■さ

事務局

ん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、地目は畑、面積が [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、地質調査のための一時転用、転用期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日、位置図・配置図につきましては、24 ページ、25 ページの図 1、図 2 のとおりでございます。

続きまして、26 ページをご覧ください。

事務局

番号 3 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 3 筆、地目は牧場、面積が合わせまして [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、地質調査のための一時転用、転用期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日、位置図・配置図につきましては、27 ページ、28 ページの図 3、図 4 のとおりでございます。

事務局

番号 1 ～ 3 番の申請地につきましては、農用地区域内農地でございますが、原則転用不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元されるものになり、3 年以内の農業振興整備計画に支障のないものとありますことから、本件はボウリング調査後に農地に復元されることから問題が無いと判断し、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。

続きまして、29 ページをご覧ください。

事務局

番号 4 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、地目は畑、面積が [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が [REDACTED] m²、保安区域が [REDACTED] m²、採取数量が [REDACTED] m³、転用期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日、位置図・配置図につきましては、30 ページ、31 ページの図 5、図 6 のとおりでございます。

事務局

こちらの申請地につきましては、農用地区域内農地でございますが、原則転用不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元されるものになり、3 年以内の農業振興整備計画に支障のないものとありますことから、本件は期間 1 年以内の砂利採取となつてございます。

採取後は農地に復元されることから問題が無いと判断し、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。以上で説明を終わります。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 水利権に係る受益面積証明願について】

議長

「日程第 7 議案第 5 号 水利権に係る受益面積証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 6 ページをご覧ください。

議案第 5 号 水利権に係る受益面積証明願について。

別紙のとおり水利権に係る受益面積証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和 5 年 1 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

こちらにつきましては、事前に配布してございます参考資料をご覧ください。

水利権は法定更新年限を 10 年と河川法で定められており、管理者である函館開発建設部より受益地の一覧の提出がありました。

受益調書は国営農地再編整備事業であることから、前回平成 25 年に証明した同様の内容となっております。

受益面積は■■■■■■■■■■で、水田が■■■■ha、畑が■■■■ha、合計が■■■■haでございます。

■■■■■■■■■■では、水田が■■■■ha、畑が■■■■ha、合計が■■■■haでございます。

事務局

函館開発建設部の農業開発課のほうで協議した内容について、農業委員会でも確認させていただくようになっておりまして、この事業を進めるにあたって更新の際に農業委員会の証明が必要になることから、今回議案に上程させていただきました。

事務局

要約いたしますと、10 年に 1 回狩場利別土地改良区のほうで、河川から取水することになりますので、河川法に関係するため、函館開発建設部に申

事務局 請するための添付書類の1つでございます。以上で説明を終わります。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第5号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第8 議案第6号 土地現況証明願について】

議長 「日程第8 議案第6号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案7ページをご覧ください。
議案第6号 土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和5年1月27日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料33ページをご覧ください。
番号1番。所在につきましては[]、面積が[]㎡、公簿地目は牧場、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては雑種地でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、所有者、願出者共に[]、[]さんでございまして。
2022年12月21日に[]会長、[]代理、[]委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。
場所につきましては、34ページ、35ページの図7、図8のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長 はい、説明が終わりました。
議案第6号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 20 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会
会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 5 年 2 月 28 日

会議録署名委員

1 1 番

弥左輝孝

1 2 番

大口 寧

議 長

原田 嘉博